

# 大王谷運動公園

2019年10月1日改正

## 野球場

区分	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合					
	午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	薄暮	夜間
児童生徒	5,500円	5,500円	11,000円	440円	1,370円	1,650円	2,750円	440円	1,370円
一般	11,000円	11,000円	22,000円	880円	2,750円	3,300円	5,500円	880円	2,750円
職業	入場料収入総額の100分の3相当額(10円未満切捨て)とし、最低額を44,000円とする			1,760円	5,500円	6,600円	11,000円	1,760円	5,500円

## 野球場、運動広場及び陸上競技場附属設備

種別	放送設備			スコアボード	シャワー	会議室	審判用具	陸上競技用具
単位	午前	午後	夜間	1試合	1チーム	1室(1日)	1試合	1式
金額	1,320円	1,320円	1,320円	550円	1,100円	550円	550円	1,100円
摘要	会議室の使用料は、野球場及び大王谷陸上競技場のみとし、冷暖房装置を利用するときは、1時間につき220円を加算する							

## 陸上競技場

区分		入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合				
		午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	薄暮
児童生徒	団体	5,500円	5,500円	11,000円	440円	1,370円	1,920円	3,020円	440円
一般		11,000円	11,000円	22,000円	880円	2,750円	3,850円	6,050円	880円
職業		入場料収入総額の100分の3相当額(10円未満切捨て)とし、最低額を44,000円とする			1,760円	5,500円	7,700円	12,100円	1,760円

## 弓道場

区分		早朝	午前	午後	全日	夜間
児童生徒	個人	30円	60円	60円	130円	130円
	団体	330円	660円	660円	1,320円	1,320円
一般	個人	60円	130円	130円	260円	260円
	団体	660円	1,320円	1,320円	2,640円	2,640円

## 水泳場

区分	一般利用		専用利用		
	午前	午後	午前	午後	全日
乳幼児	50円	110円	11,000円	16,500円	27,500円
児童生徒	110円	220円			
一般	220円	330円			
団体 (20人以上)	上記金額の100分の80に相当する金額(10円未満切捨て)				
入場料を徴収する場合			入場料収入総額の100分の3相当額(10円未満切捨て)とし、最低額を55,000円とする		

備考 (1) この表における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	第1項の表から第10項の表まで	第11項の表
全日	午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分から午後9時30分まで
早朝	午前6時から午前8時まで	
午前	午前8時30分から正午まで	午前8時30分から正午まで
昼間		午前8時30分から午後5時まで
午後	午後1時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで
薄暮	午後5時から日没まで	
夕刻		午後5時から午後7時まで
夜間	午後5時から午後10時まで	午後7時から午後9時30分まで。ただし、会議室及び冷暖房設備を使用する場合は、午後5時から午後9時30分まで
児童生徒	小学生、中学生及び高等学校生	
職業	運動競技を職業とする者、企業又は団体の宣伝を兼ねて運動競技を行う者及び興行その他営利のために利用する者	

(2) 1時間を単位とする使用料については、1時間未満は1時間とする。

(3) この表に掲げる金額は、消費税法による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)による地方消費税を含むものとする